

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 李元雨

この論文は、明治維新とくに幕末期における朝廷・公家社会の構造と変化について、公家社会の内部に視点を置きながら、詳細に解明したものである。近代日本で天皇制がはたした役割を考えると、これは極めて重要な研究課題であるが、従来は系統的な研究が存在しなかった。また、朝廷を研究する場合でも、徳川公儀や大名の側から見るものが多く、朝廷の内部から観察する研究は少なかった。この論文はその点で開拓的な役割を果たすものである。

本論文は、近世における朝廷・公家社会の内部構造を扱った第1部と、幕末・維新时期におけるその変容を扱った第2部と、二つの部分からなる。第1部は、近世後期における朝廷・公家社会の制度・慣行を記述している。まず、公家社会の中の諸身分を、堂上公家・地下官人そして後宮の女官に分けて、詳細に記述するが、そこでは、公家において家格と官位昇進がきわめて重い意味を持っていたことが指摘される。著者はそれを象徴する制度として撰家の権威を取り上げ、その由来を分析しているが、他方では平公卿の日常勤務、さらに地下官人による財政運営にも目を配って、公家社会の全体像を描き出そうとしている。また、従来、公家の重要な役割として理解されながら、ほとんど具体像の知られなかった、公卿の儀礼との関わりも取り上げている。例えば、難解な一次史料を解読して孝明天皇の即位儀を分析し、儀礼執行における大臣・職事と令外の官の役割分担を指摘した。第1部には、付録として詳細な表が9点添えられているが、この事実の端的に示されるように、本論文は幕末の公家社会の構造について、初めて詳細な基礎知識を学界に提供することとなった。

第2部は、幕末から王政復古直後の時代について、朝廷と公家社会の変容を取り扱う。徳川公儀による条約勅許奏請が、幕末日本と公家社会の変容の画期をなしたことは周知の事実であるが、著者は、安政5年政変における孝明天皇のリーダーシップの役割を特に強調した。攘夷をめぐる従来決定中枢であった関白と対立したとき、内勅を非役の公家にまで下して公式の決定を覆す政治手法をとり、それが公家社会の政治的活性化を誘発し、さらに諸大名の京都誘引にまで拡張されて用いられたとする。従来は大名による「京都手入れ」がもっぱら注目されたが、朝廷の側の大名への働きかけを強調するのも本論文の特色である。王政復古に関しては、大政奉還を復古の成就として喜び迎えたものの、朝廷主導の改革には踏み切れず、薩長など外部からの働きかけによって撰関など従来の制度を一掃されたとする。公家は中国風の装束などを排除した明治天皇の即位儀の改革について、多くが不満を記した。公家たちにとって、王政復古は「短い春」であったというのが、著者の見解である。

この論文は、従来研究の手薄だった領域に初めて鋳を入れた画期的なものであるが、欠陥もなくはない。まず、第1部の構造の記述と第2部の変容の分析との関係が明らかでない。

この点は、近年研究の進んでいる19世紀前半における朝廷の変化を考慮すれば解決できたはずである。また、王政復古において、孝明天皇から疎外された公卿たちが果たした役割は極めて重要であったが、これが無視されている。孝明帝の宮廷から明治政府が何を否定的に継承したかを示せば、公家社会の変容はより大きな歴史的コンテクストの中に位置づけることができたであろう。さらに、公家を「権力集団」と規定して、その権力の作動メカニズムを解明したことは、本論文の大きな特徴であるが、統治の対象と機構をほとんどもたぬ組織を全き「権力集団」と呼ぶのは、通常用語法とは大きな乖離がある。

しかしながら、幕末日本の宮廷について系統的な研究を行ったのはこの論文が最初である。とくに、概説書や先行研究に安易に依存せず、『孝明天皇紀』全5巻という膨大かつ難解な一次史料集に取り組み、これを読破した上で論を組み立てた点は偉業というほかはない。本論文は、これからの徳川後期や明治維新の研究において、常に参照される基礎的な研究となるものと思われる。本審査委員会は、したがって、博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定する。